北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動実施要項

（平成 25 年３月 29 日　学校教育局長決定）
（平成 28 年３月 29 日　一部改正）
（平成 30 年９月 14 日　一部改正）
（平成 31 年４月 22 日　一部改正）
（令和 元 年５月 29 日　一部改正）

１　目　的

児童生徒がインターネット（以下「ネット」という。）のＷｅｂサイト（以下「サイト」という。）を利用して行うコミュニケーション活動（以下「ネットコミュニケーション」という。）において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブル（以下「ネットトラブル」という。）に発展しないよう、学校、教育委員会及び地域が一体となって、児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動（以下「見守り活動」という。）を行うことを通して、児童生徒の健全な育成に資する。

２　対象者

道立学校及び市町村立学校（札幌市立を除く。）（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒

３　実施者

(1) 学校
(2) 北海道教育委員会及び市町村教育委員会（札幌市を除く。）
(3) 児童生徒の保護者等、教育委員会以外の公的機関、法人（営利法人、非営利法人及び公的法人をいう。）及び前２号に掲げるものにより参加が認められた者

４　内　容

(1) ネット上の監視（以下「ネットパトロール」という。）
(2) ネットトラブル未然防止のための啓発活動
(3) その他、この要項の目的を達成するための取組

５　ネットパトロール

ネットパトロールは、次の要領で行うものとする。

(1) ネット上の検索エンジン等を利用して、学校名又は学校名の略称等と、適当な用語を組み合わせるなどして検索し、表示されるサイト内の書き込み内容等を、目視により確認する。
(2) 児童生徒の不適切な書き込みを発見した場合、別紙１「ネットパトロールで検索する不適切な投稿等のガイドライン」に基づき分類し、別紙２「学校における危険度別（リスクレベル別）対応フロー図等」に従って危険度に応じた対応を行う。

６　学校におけるネットパトロール

学校におけるネットパトロールは、次の要領で行うものとする。

(1) 計画ネットパトロール

学校は、別紙３「学校におけるネットパトロール実施計画（例）」を参考にして、年度当初に組織体制及び実施計画を作成し、学校の実情を踏まえ、適度な間隔を空けて定期的にネットパトロールを行う。その際、一部の教職員のみでネットパトロールを実施することがないよう十分配慮すること。

(2) 特定ネットパトロール

学校は、北海道教育委員会が定期的に提供する、児童生徒が頻繁に利用していると推測されるサイトの情報に基づき、(1)の実施計画にかかわらずネットパトロールを行う。なお、特定ネットパトロールは、情報提供から１か月以内に終了すること。

(3) 不適切な書き込みを発見した場合

学校は、上記(1)及び(2)により、児童生徒のネット上の不適切な書き込みを発見した場合、次の要領で対応する。

ア　学校は、不適切な書き込みを行った児童生徒に対して、情報モラル等について指導を行うとともに、当該児童生徒及び保護者に対し、当該の書き込みを速やかに削除するよう指導する。

イ　学校は、不適切な書き込みにより被害を受けた児童生徒の心のケアを行う。

ウ　学校は、様式１「不適切な書き込み管理簿」に投稿の概要等を記録すること。その際、別紙１により危険度「高」又は「中」に分類される書き込みについては、その書き込みが表示されている画面をＭＨＴＭＬ形式によるＷｅｂアーカイブを取得して第三者が確認できる状態で保存する。また、危険度「低」に分類される書き込みについては、内容によって校長が必要と判断した場合は保存する。

エ　学校は、不適切な書き込みの削除について、削除行為により、ネット上の掲示版等で一層の誹謗中傷に発展する恐れがある場合などは、その削除できない理由を様式１の指導概要の欄に記載する。

オ　ネット上の掲示版等の不適切な書き込みの削除について、不明な点がある場合は、「ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト」を活用し、適切な手段を講じること。

(4) ネットパトロールの実施状況の報告

ア　学校は、様式２に計画ネットパトロール及び特定ネットパトロールの実施状況を記録し、様式３により９月末日までの状況及び３月末日までの状況を所管する教育局長あて報告する。その際、市町村立学校は所管する市町村教育委員会を経由すること。なお、９月末日までの状況は10月末日まで、３月末日までの状況は、４月末日までに報告すること。

イ　市町村教育委員会は、様式４により所管する学校の報告を取りまとめの上、教育局長あて報告すること。

ウ　教育局は、様式５により管内の報告を集約し、学校教育局生徒指導・学校安全課長あて報告する。なお、９月末日までの状況は11月上旬まで、３月末日までの状況は５月上旬までに報告すること。

エ　学校は、上記ア以外に、教育委員会の求めがある時は、計画ネットパトロール及び特定ネットパトロールの実施状況を報告すること。

(5) 校内体制及び研修機会の整備

学校は、全教職員が生徒指導上の職務として共通理解のもと、効率的かつ効果的にネットパトロールを実施することができるよう、検索方法等についての校内研修等を実施するよう努めること。

7　教育委員会の取組

(1) 北海道教育委員会

ア　学校におけるネットパトロールの実施状況を把握するとともに、学校及び市町村教育委員会に対して、必要な指導助言を行う。

イ　ネットパトロールの検索技術の向上や最新の情報の提供を目的とし、教職員等を対象とした研修会を行う。

(2) 市町村教育委員会

ア　学校におけるネットパトロールの実施状況を把握するとともに、学校に対して、必要な指導助言を行うよう努める。

イ　ネットパトロールの検索技術の向上や最新の情報の提供を目的とし、教職員等を対象とした研修会を行うよう努める。

８　地域等の役割

(1)　３(3)に掲げる者は、次の取組のうち、実施可能な取組を行う。

ア　児童生徒によるネットへの不適切な書き込みの未然防止及び抑止効果となるよう、見守り活動の取組に賛同していることを自身のホームページ等で周知する取組

イ　児童生徒のネットトラブル未然防止のための啓発活動

ウ　法人の従業員等に対する本要項の目的についての説明及び協力要請

エ　その他、要項の目的を達成するための取組

(2)　取組に際しては、「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」の名称を積極的に使用すること。

(3)　学校又は教育委員会の特別な申出がない限り、見守り活動の取組で生じた費用等の負担を学校又は教育委員会に求めることはできない。

(4)　関係法令を遵守し、見守り活動により知り得た個人情報をこの要項の目的以外に利用してはならない。

９　補足

この要項に定めるもののほか、見守り活動に関し必要な事項は、学校教育局長が別に定める。

附　則

この要項は、決定の日から施行する。

この要項は、平成30年９月14日から施行する。

この要項は、平成31年５月１日から施行する。

この要項は、令和元年６月１日から施行する。